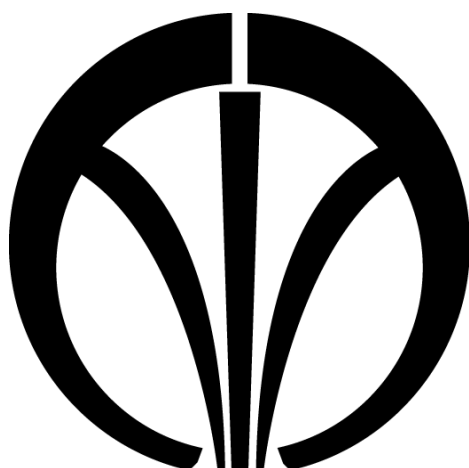


# 飯塚市不登校児童生徒支援グランドデザイン

—全ての子どもたちの学びの保障と社会的な自立のために—



令和6年10月

飯塚市教育委員会  
学校教育課

# 目 次

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| はじめに                                         | 2  |
| I 国及び県の不登校の現状と不登校児童生徒に対する支援について              | 3  |
| 1 全国と県の状況                                    |    |
| (1) 全国の状況                                    |    |
| (2) 福岡県の状況                                   | 4  |
| 2 不登校児童生徒支援に関する国や県の取組・指針                     | 5  |
| (1) 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）について |    |
| (2) 福岡県不登校児童生徒支援グランドデザインについて                 |    |
| II 本市の不登校の現状と不登校児童生徒に対する支援について               | 6  |
| 1 本市の状況                                      |    |
| 2 不登校児童生徒支援に関するこれまでの本市の取組                    | 9  |
| (1) これまでの取組                                  |    |
| (2) 成果と課題                                    |    |
| III 今後の取組強化の方向性と具体的な施策について                   | 11 |
| 1 取組強化の方向性                                   |    |
| 2 不登校児童生徒支援グランドデザインに基づく取組の全体像について            |    |
| 3 不登校児童生徒への支援の具体策について                        | 12 |
| (1) 強化する取組                                   |    |
| (2) 継続する取組                                   | 13 |

## はじめに

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、心の悩みや家庭状況等、様々な要因によって不登校となる児童生徒が増加の一途を辿っています。

「不登校の児童生徒等への支援の充実について（令和5年11月17日付け文部科学省初等中等教育局長通知）」では、令和4年度の国公立小中学校の不登校児童生徒数は、過去最多の299,048人を数えました。平成30年度が164,528人ですから、この5年間でおよそ1.8倍の増加となりました。同様に、令和4年度の福岡県内公立小中学校の不登校児童生徒数は、14,943人であり、これは、平成30年度7,215人のほぼ2倍です。飯塚市を見てみますと、令和5年度は554人、平成30年度の247人と比較して約2.2倍と、全国や福岡県同様、高水準での増加を見せていることがわかり、喫緊の課題となっております。

こうした事態に対して、国は令和5年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」を取りまとめました。その要点は次の3点に集約されます。

- 1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える
- 2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
- 3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

国や県による不登校対策の支援はすでにさまざま実施をされているところですが、これらに加えて、本市としての具体的で効果的な不登校児童生徒への支援策を、これまでの取組の成果と課題を踏まえて強化し、「飯塚市不登校児童生徒支援グランドデザイン」を策定しました。

各校におかれましては、保護者等や関係諸機関との連携のもと、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することができるよう、未然防止、早期発見、早期対応、個別支援の各段階に応じた支援を進めてください。さらに個々の児童生徒の不登校に至ったきっかけや継続理由等も踏まえて、適切な働きかけができるよう、組織全体での取組の見直しと教職員の不登校児童生徒支援の意識向上のために、本グランドデザインを活用ください。

令和6年10月 飯塚市教育委員会

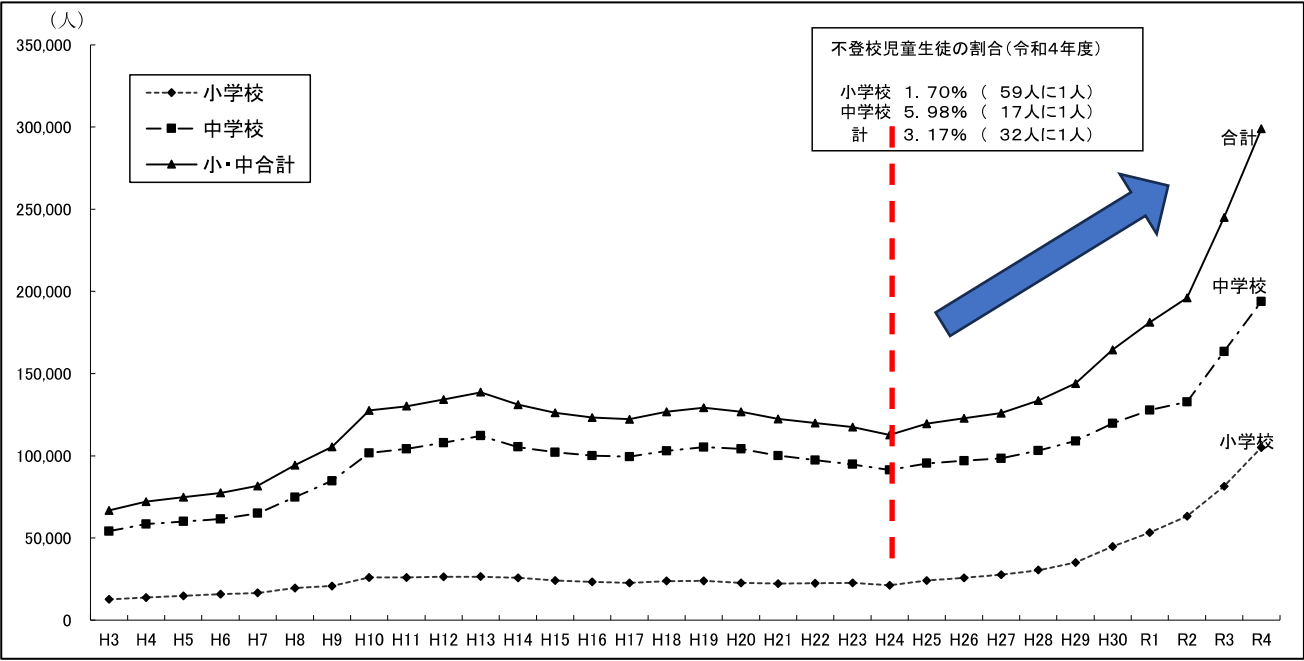
I 国及び県の不登校の現状と不登校児童生徒に対する支援について

1 全国と県の状況

(1) 全国の状況

○不登校児童生徒の状況

「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の小中学校における不登校児童生徒数は、年々増加しており、このような状況は平成24年度から継続しています。



○公立小・中学校における不登校の要因

不登校の要因については、「本人に係る状況」が最も多く63.6%となっていますが、複数の要因や背景が考えられる場合もあり多様化、複雑化しています。そのため、不登校児童生

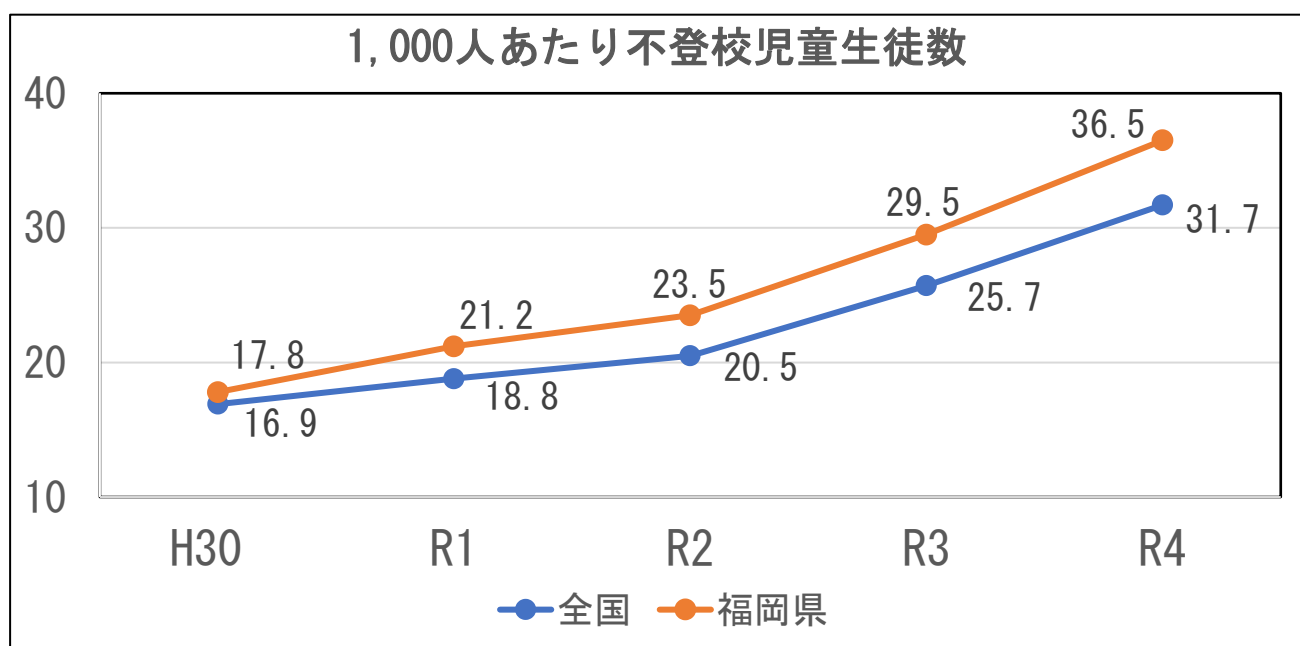
|    |       |                     | 不登校児・児童生徒数 | 学校に係る状況 |                    |                |        |         |                 |                  |                 |                   |         | 家庭に係る状況 |                  |         | 本人に係る状況 |  | 左記に該当なし |
|----|-------|---------------------|------------|---------|--------------------|----------------|--------|---------|-----------------|------------------|-----------------|-------------------|---------|---------|------------------|---------|---------|--|---------|
|    |       |                     |            | いじめ     | めいじめを除く友人関係をめぐめる問題 | 教職員との関係をめぐめる問題 | 学業の不振  | 進路に係る不安 | クラブ活動、部活動等への不適応 | 問題学校のきまり等をめぐめる問題 | 入学、転編入学、進級時の不適応 | 変化<br>家庭の生活環境の急激な | 親子の関わり方 | 家庭内の不和  | び生活リズムの乱れ、あそび、非行 | 無気力、不安  |         |  |         |
| 公立 | 小・中合計 | 主たるもの（人）            | 290,075    | 599     | 26,574             | 3,525          | 13,819 | 1,932   | 816             | 2,045            | 8,594           | 7,558             | 21,675  | 4,649   | 33,308           | 150,997 | 13,984  |  |         |
| 公立 | 小・中合計 | 主たるもの（％）            | ***        | 0.2     | 9.2                | 1.2            | 4.8    | 0.7     | 0.3             | 0.7              | 3.0             | 2.6               | 7.5     | 1.6     | 11.5             | 52.1    | 4.8     |  |         |
| 公立 | 小・中合計 | 主たるもの以外にも当てはまるもの（人） | ***        | 259     | 11,734             | 2,837          | 20,636 | 2,759   | 1,115           | 2,064            | 3,804           | 4,403             | 22,244  | 4,897   | 20,260           | 25,918  | ***     |  |         |
| 公立 | 小・中合計 | 主たるもの以外にも当てはまるもの（％） | ***        | 0.1     | 4.0                | 1.0            | 7.1    | 1.0     | 0.4             | 0.7              | 1.3             | 1.5               | 7.7     | 1.7     | 7.0              | 8.9     | ***     |  |         |

徒の抱える様々な課題を適切に把握し、学校をはじめとする多様で適切な教育機会を確保して、きめ細やかな支援を行っていく必要があります。

## （２）福岡県の状況

### ○不登校児童生徒の状況

令和４年度における福岡県内公立小中学校の不登校児童生徒数は 14,943 人で、小学校 5,778 人、中学校 9,165 人となっています。この５年間で約 2.7 倍の増加です。また、福岡県内公立小中学校の 1,000 人当たりの不登校児童生徒数は全国を上回るペースで増加しています。



### ○県内の教育支援センター等の状況について（※令和２年度調査結果）

福岡県における教育支援センター等（適応指導教室を含む。）を設置済みの市町村は 45 市町（指定都市を含む。）で、設置率は 75%です。

教育支援センター等へ徒歩で通所しているのは 20%程度で、多くの児童生徒は、公共交通機関の利用や保護者による送迎などにより、長距離の通所をしている現状もあります。

### ○教育委員会と民間団体・施設との連携について

民間団体・施設との連携については、27 市町村（45%）が実施していますが、多くは情報共有や資料提供にとどまっており、さらに学校、教育委員会、民間団体・施設との連携を充実させる必要があります。

## 2 不登校児童生徒支援に関する国や県取組・指針

(1) 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCCOLOプラン)について  
不登校児童生徒が年々増加している状況等を受けて、国は、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCCOLOプラン)」をとりまとめました。

- ①不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
- ②心の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で支援する
- ③学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

このプランでは、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していくために、行政だけでなく、学校、地域社会、各家庭、NPO、フリースクール関係者等が相互に理解や連携をしながら、子供達のためにそれぞれの持ち場で取組を進めることが求められています。

## (2) 福岡県不登校児童生徒支援グランドデザインについて

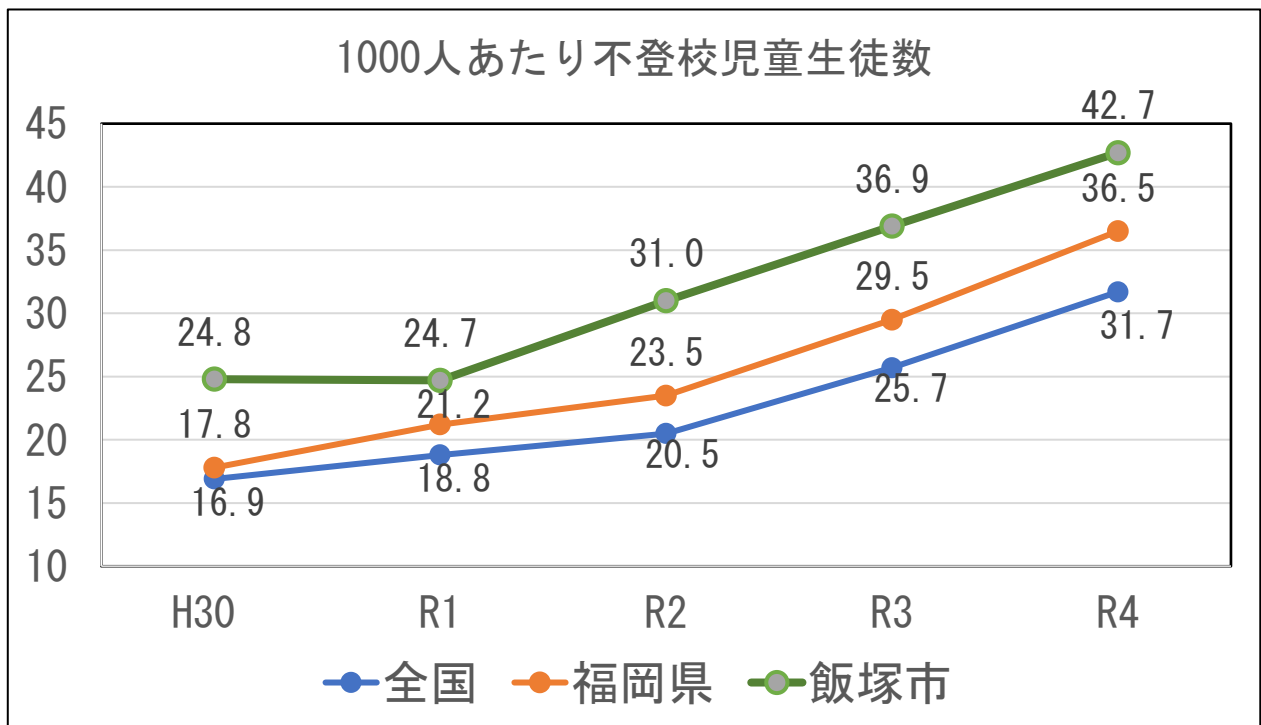
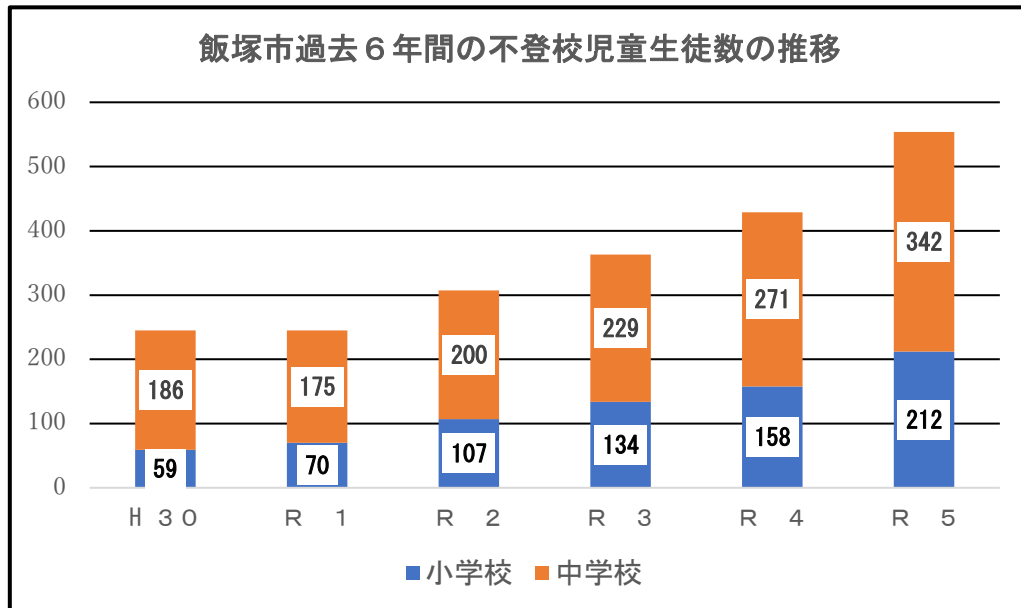
また、福岡県では、令和3年12月に「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン(第1版)」を作成し、下記のような取り組み強化の方向性と具体的な施策を示しています。

- ① 不登校を生まない学校づくり    ② 情報分析・行動指針のモデル開発
- ③ ICTを活用した個別支援の充実
- ④ SNS相談窓口「福岡県児童生徒の悩み相談窓口」
- ⑤ 教育支援センターの在り方・機能の確認    ⑥ 教育支援センター職員の資質向上
- ⑦ 複層的なネットワーク構築    ⑧ 支援リーフレット

## Ⅱ 本市の不登校の現状と不登校児童生徒に対する支援について

### 1 本市の状況

○不登校児童生徒数の状況



上図は、本市過去6年間の不登校児童生徒数の推移を示しています。コロナ禍を経て急増しており、令和5年度は500人を上回りました。平成30年度と令和5年度を比較すると全体で約2.2倍の増加、中学生は1.8倍、小学生は3.6倍の増加となっています。近年は、増加のペースが上がってきています。

また、前頁下図は、飯塚市の1,000人当たりの不登校児童生徒数を、全国・福岡県の数と比較して示したものです。飯塚市立小中学校の1,000人当たりの不登校児童生徒数は、全国・県と比べて、高い状態が続いています。

さらに、右の表は、飯塚市の令和4年度と令和5年度の学年別不登校児童生徒数を比較したものです。中学校では、近年の傾向と同様に、学年が上がるにつれて不登校生徒数が増加しています。特に、中学校2・3年生での増加が多くなっています。小学校でも学年が上がるにつれて増加傾向が見られ、特に4・5年生で増加しています。

|    | 令和4年度 | 令和5年度 | 増減 |
|----|-------|-------|----|
| 小1 | 10    | 16    | ↑  |
| 小2 | 15    | 26    | ↑  |
| 小3 | 30    | 37    | ↑  |
| 小4 | 25    | 43    | ↑  |
| 小5 | 27    | 43    | ↑  |
| 小6 | 51    | 47    | ↓  |
| 中1 | 76    | 84    | ↑  |
| 中2 | 95    | 129   | ↑  |
| 中3 | 100   | 129   | ↑  |

飯塚市立小・中学校における不登校の要因(令和5年度 飯塚市集計結果から)

| 令和5年度 不登校の要因(主たるもの) |         |                  |               |       |         |                 |               |                 |               |         |         |                 |        |         |
|---------------------|---------|------------------|---------------|-------|---------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|---------|---------|-----------------|--------|---------|
| 区分<br>学校種           | ①       | ②                | ③             | ④     | ⑤       | ⑥               | ⑦             | ⑧               | ⑨             | ⑩       | ⑪       | ⑫               | ⑬      | ⑭       |
|                     | 学校に係る状況 |                  |               |       |         |                 |               | 家庭に係る状況         |               |         | 本人に係る状況 |                 |        |         |
|                     | いじめ     | いじめを除く友人関係をめぐる問題 | 教職員との関係をめぐる問題 | 学業の不振 | 進路に係る不安 | クラブ活動、部活動等への不適応 | 学校のきまり等をめぐる問題 | 入学・転編入学、進級時の不適応 | 家庭の生活環境の急激な変化 | 親子の関わり方 | 家庭内の不和  | 生活リズムの乱れ、あそび、非行 | 無気力、不安 | 左記に該当なし |
| 小学校                 | 0       | 7                | 1             | 4     | 0       | 0               | 0             | 3               | 6             | 35      | 7       | 35              | 91     | 23      |
| 中学校                 | 0       | 17               | 7             | 8     | 0       | 1               | 1             | 9               | 2             | 8       | 6       | 49              | 97     | 137     |

不登校の要因については、小学校・中学校とも、最も多いのが「本人に係る状況」であり、「無気力、不安」、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」の順に多く、小学校126人、中学校146人と半数以上を占めています。「家庭に係る状況」では、「親子の関わり方」が小学校に多い傾向です。親子関係の悪化、ネグレクトや虐待の疑い等の事例も見

られ、家庭から学校へ子どもを送り出す力の弱さも見受けられます。これらは学校現場だけでは対応できない問題であるため、スクールソーシャルワーカー等を活用し、関係機関との連携を図ることが不登校解消、個に応じた支援のためにも不可欠です。「学校に係る状況」では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が要因となっている児童生徒が多くみられます。このことについて、文部科学省は、以下のように指摘しています。

「児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面等による保護者の学校に対する意識の変化も考えられるが、長期化するコロナ禍による生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことが難しかったことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられる。」

文部科学省「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」

これは、本市の児童生徒も同様と考えられます。

また他者との関わりに不安を持つ児童生徒にも、安心して登校できる居場所づくりが必要です。さらに、「該当なし」として、その要因が明らかでないものも多くみられます。教職員間や小・中学校間の連携による受け入れ体制の整備・構築、学校外の機関等との連携についても、充実を図らなければなりません。

文部科学省は、「COCOLOプラン」大臣メッセージにおいて、不登校対策においては、児童生徒一人一人の状況に応じた、学校や学びの在り方の捉え直しの必要性を強調しており、「子ども達一人一人の人格の完成や社会的自立を目指すための、学校や学びの在り方が問われている」と指摘しています。

## 2 不登校児童生徒支援に関するこれまでの本市の取組

### (1) これまでの取組

本市ではこれまで、不登校児童生徒支援の取組として、次のことに取り組んできました。

#### ① 主として学びの場の確保・環境づくり

- ・「COSMOS」飯塚市適応指導教室（教育支援センター）※別紙1参照による支援（令和6年9月現在 14名在籍）
- ・（学校独自での）校内教育支援センターの設置（小学校6校・中学校7校）又は不登校児童生徒登校時の受け入れ体制の構築（全29校構築済み）
- ・民間のフリースクール等との連携

#### ② 主として「チーム学校」による支援

- ・市費SC・SSW※別紙2、3、4参照、スクールサポーター等の派遣
- ・飯塚アクション3（教師による未然防止、早期発見・対応、見守り、復帰へのアクションモデル）の推進※別紙5参照
- ・実態把握のための定例アンケートの実施
- ・チームサポート（マンツーマン方式）による支援
- ・カウンセリングの場としての保健室の活用
- ・教育相談・面談の実施
- ・不登校対策委員会の定期実施

#### ③ 主として学校の「見える化」・「みんなが安心して学べる場所」へ

- ・学校通信、HP等による取組の周知
- ・学校外の人材、地域人材の活用による学習機会の提供

### (2) 成果と課題

#### ① 主として学びの場の確保・環境づくり

##### 成果

- ・小学校6校、中学校7校に校内教育支援センターが設置され（※令和6年8月現在）、不登校・不登校兆候にある児童生徒の個に応じた学びや自立を支援しています。
- ・校内教育支援センターの研究指定校となった中学校では、学級復帰できた生徒の人数が増えました。

## 課題

- ・校内教育支援センターの設置率は、44.8%：13校（全29校中）であり、設置率は半数以下です。スタッフの確保、部屋（場所）の確保が課題となっています。
- ・「COSMOS」を利用しているのは、7割以上が穂波地区の児童生徒であり、他地区からの児童生徒は、通所のための移動が困難なため、利用しにくい状態となっています。また、児童生徒や保護者対象の外部の機関を含めた専門的な相談を行える環境が整っていない状況があります。

## ②主として「チーム学校」による支援

### 成果

- ・「チームサポート」による支援体制は、全ての学校で構築されています。
- ・本市が目指す小中一貫教育の考え方に従って、小学校-中学校間での丁寧な情報共有による児童生徒理解が促進されてきています。
- ・不登校兆候や不登校の児童生徒についての実態調査実施や定期的なアンケート、面談の実施がなされており、児童生徒の様子を丁寧に捉えて指導にあたっています。

## 課題

- ・SCやSSWの活用状況について、学校間の格差があります。教職員や保護者へのSCやSSWの役割や制度の更なる周知と、配置の充実が必要です。
- ・不登校に至る背景や原因は様々であり、不登校の未然防止や不登校児童生徒への支援を行う上で、個別の対応が難しくなっています。
- ・SCやSSWへの相談等の件数が増加しており、適正な人数配置について検討する必要があります。

## ③主として学校の「見える化」・「みんなが安心して学べる場所」へ

### 成果

- ・地域の方や外部の人材を活用した学習活動や取組が各校で実施されています。

## 課題

- ・コミュニティ・スクールの活動促進により、地域の方々と一体となってより魅力ある学校づくりに努めていく必要があります。
- ・学校の活動について、学校HPによる発信が学校によって差が見られる状況があります。

### Ⅲ 今後の取り組み強化の方向性と具体的な施策について

#### 1 取組強化の方向性

国や県による取組の強化、そして、これまでの本市における取組の成果と課題を受けて、「不登校児童生徒への支援」と「不登校児童生徒を生まない支援」と両面から、対策を進めていかなければなりません。特に、以下の視点からの取組に力を入れます。

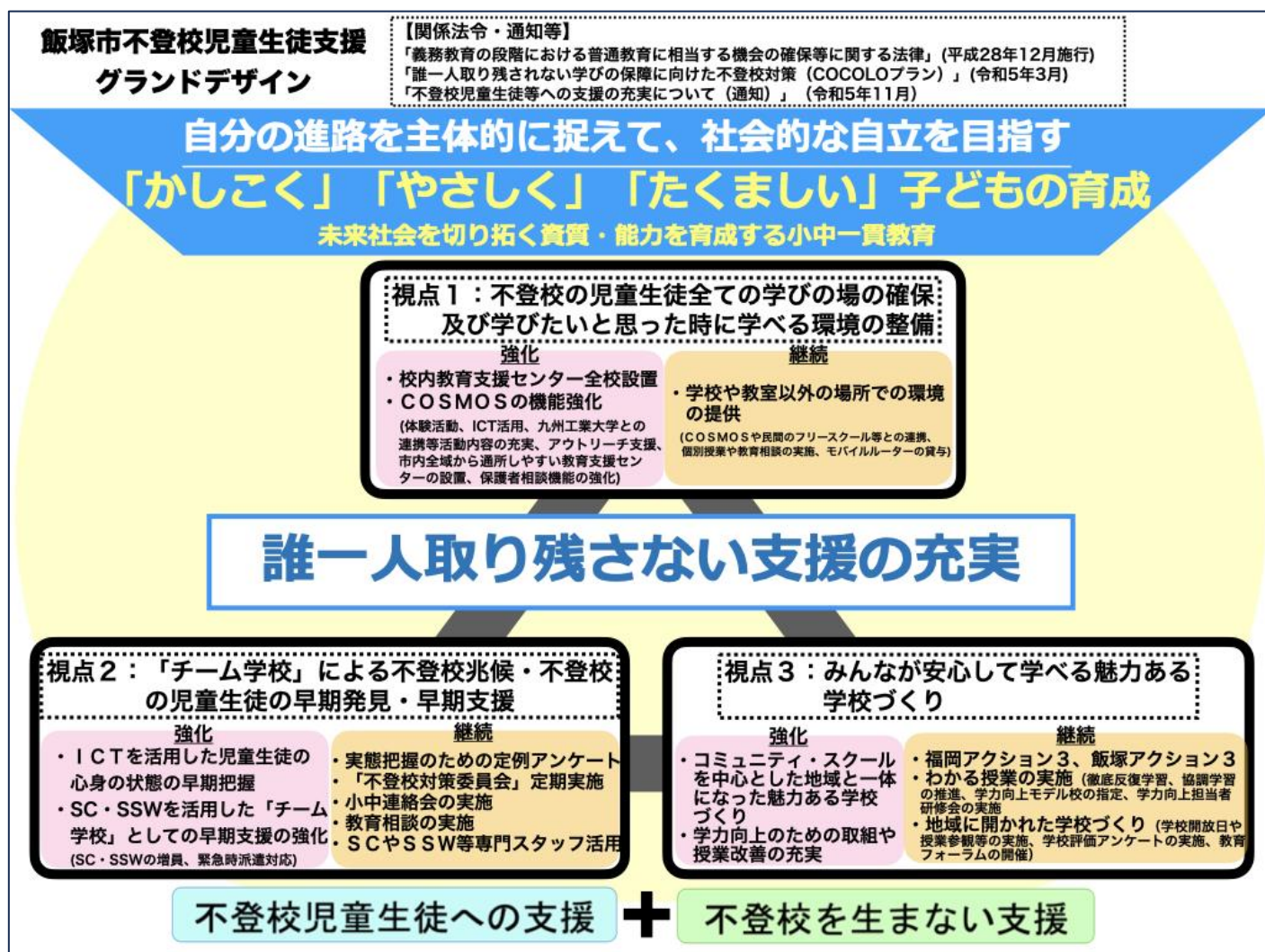
視点1：不登校の児童生徒全ての学びの場の確保及び学びたいと思ったときに学べる環境の整備

視点2：「チーム学校」による不登校兆候・不登校の児童生徒の早期発見・早期支援

視点3：みんなが安心して学べる魅力ある学校づくり

#### 2 不登校児童生徒支援ランドデザインにもとづく取組の全体像について

本市において、不登校児童生徒支援のために進めていきたい取組の全体像を以下の図のように整理しました。



### 3 不登校児童生徒への支援の具体策について

#### (1) 強化する取組

##### 視点1：不登校の児童生徒全ての学びの場の確保及び学びたいと思ったときに 学べる環境の整備

###### ■全ての小・中学校への「校内教育支援センター」の設置

[学 校]

- ・学校での居場所（校内の空き教室や学校と隣接する施設等の活用）の確保

[委員会]

- ・校内教育支援センター専任の支援員の確保
- ・ICTを活用した学習支援：AIドリルの活用

###### ■「COSMOS」飯塚市適応指導教室(教育支援センター)の機能強化

[学 校]

- ・児童生徒、保護者のニーズに合わせた利用の促進、情報共有

[委員会]

- ・市内全域から、児童生徒が通所しやすい体制づくり  
～交通の便が良く、児童生徒や保護者対象の専門的な相談を行える環境が整った第2の適応指導教室（教育支援センター）の設置検討
- ・学校復帰だけではなく、児童生徒の社会的自立を目的とした活動内容の充実（地域の人・もの・ことを生かした体験活動の充実、県立大学・九州工業大学との連携など）
- ・ICTを活用した学習支援：AIドリルの活用
- ・アウトリーチ支援（訪問支援）の実施

##### 視点2：「チーム学校」による不登校兆候・不登校の児童生徒の早期発見・早期 支援

###### ■ICTを活用した児童生徒の心身の状態の早期把握

[学 校]

- ・児童生徒1人1人の状態の把握・共有と迅速な対応のための「チームサポート」の体制づくり

[委員会]

- ・ICT（校務支援システムやアプリの活用）による児童生徒1人1人の心身の状態を把握・共有可能なシステムの構築

## ■SC・SSWを活用した「チーム学校」としての早期支援体制の強化

### [学 校]

- ・SCやSSWをはじめとした専門スタッフを交えた教職員間のコミュニケーション機会の確保
- ・担任や担当教員が抱え込まない、相談しやすい風土の醸成
- ・遅刻者数減少のための取組の充実

### [委員会]

- ・市費SC・SSWの増員等を見据えた、心理・福祉の両側面からの専門的サポートの拡充
- ・SCやSSWの役割や活用方法の学校や保護者への周知
- ・緊急時のSC・SSWの迅速な派遣対応の強化

## 視点3：みんなが安心して学べる魅力ある学校づくり

## ■コミュニティ・スクールを中心とした地域と一体になった魅力ある学校づくり

### [学 校]

- ・児童生徒が主役となった地域と協働したり、地域活動に参画したりする学習活動の創造

### [委員会]

- ・大学や地域企業との連携等、コミュニティ・スクールの活動促進に向けた支援

## ■児童生徒の学習意欲を高める授業の充実

### [学 校]

- ・児童生徒が主体的に学習に取り組む課題解決型学習やSTEAM教育の充実

### [委員会]

- ・教職員対象の研修会や必要な環境の整備
- ・学習に必要とされる大学や関係機関等との連携の支援

## (2) 継続する取組

### 視点1：不登校の児童生徒全ての学びの場の確保及び学びたいと思ったときに学べる環境の整備

#### ■学校や教室以外の場所で学べる環境の提供

##### [学 校]

- ・COSMOSや民間のフリースクール等との連携
- ・校内教育支援センターや保健室等学校内の教室以外の場所での個別授業や教育相談の実施

##### [委員会]

- ・COSMOSにおける学習や教育相談の提供と情報共有
- ・モバイルルーターの貸与

### 視点2：不登校兆候の児童生徒の早期発見・早期支援

#### ■不登校対策推進プラン「福岡アクション3（県教委）」及び「飯塚アクション3」によるきめ細かな支援の実施

##### [学 校]

- ・両アクションに基づいた対策の実施

##### [委員会]

- ・リーフレットや研修会における対策の周知

#### ■児童生徒の実態把握のための定例のアンケートの実施

##### [学 校]

- ・アンケートの実施と結果の把握、分析および対応策の実施

##### [委員会]

- ・アンケート実施状況や対応策の把握と指導助言

#### ■「不登校対策委員会」の定期的な実施

##### [学 校]

- ・定例の委員会実施による児童生徒の状態の把握とチーム学校としての組織的対応体制の構築

##### [委員会]

- ・「不登校対策委員会」へのSCやSSW等専門スタッフの派遣

■児童の欠席状況調査（個票）にもとづいた小・中連絡会の実施

[学 校]

- ・各中学校校区における情報共有の体制づくり

[委員会]

- ・生徒指導主事・生徒指導担当者や小中一貫教育担当者の研修会における連絡会の趣旨や内容の周知徹底

■教育相談の実施

[学 校]

- ・定期的な教育相談の機会の確保

[委員会]

- ・各種研修会における教育相談の目的や方法の周知

■SCやSSW等の専門スタッフ活用

[学 校]

- ・児童生徒や保護者、教職員の求めに応じたSC・SSWによる指導・助言

[委員会]

- ・SCやSSWのスケジュール調整と各学校への派遣（※緊急時の対応を含む）

視点3：みんなが安心して学べる魅力ある学校づくり

■わかる授業の実施

[学 校]

- ・全教職員による徹底反復学習や協調学習の推進

[委員会]

- ・学力向上モデル校の指定、学力向上担当者研修会の実施

■地域に開かれた学校づくり

[学 校]

- ・学校開放日や授業参観等の実施
- ・学校ホームページや各種通信等による教育活動の広報・発信
- ・学校評価アンケートの実施と公表

[委員会]

- ・飯塚市立小・中学校学校開放日の実施（※年2回設定）
- ・教育フォーラムの実施

## 【別紙 1：飯塚市適応指導教室（教育支援センター）事業計画】

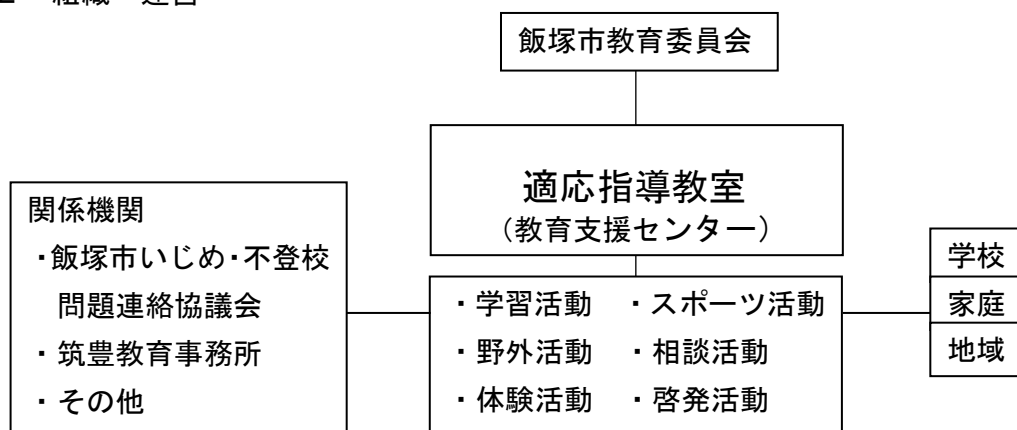
### 令和 6 年度飯塚市適応指導教室（教育支援センター）事業計画

【飯塚市適応指導教室（教育支援センター）及び教育相談事業について】

#### 1 事業計画

- (1) 不登校及び不登校傾向の児童生徒への自立と学校復帰のための支援と指導
  - ① 生涯学習施設を利用した支援・指導
  - ② 野外における自然体験学習を活かした支援・指導
  - ③ 集団生活、創作活動を活かした支援・指導
  - ④ 教科学習の支援・指導
  - ⑤ その他個々の児童生徒に応じた支援・指導
- (2) 不登校及び不登校傾向の児童生徒対象の教育相談
- (3) 保護者に対する教育相談の実施

#### 2 組織・運営



#### 3 通級日（令和 6 年度）

|      |     |     |   |             |                               |
|------|-----|-----|---|-------------|-------------------------------|
| 1 学期 | 4 月 | 8 日 | ～ | 7 月 1 9 日   | ※ 通級した日は原籍学校の出席<br>日数として報告する。 |
| 2 学期 | 9 月 | 2 日 | ～ | 1 2 月 2 4 日 |                               |
| 3 学期 | 1 月 | 8 日 | ～ | 3 月 2 4 日   |                               |

#### 4 経営方針

- (1) 個々の児童生徒に対して教育相談、学習指導、集団生活への適応指導等柔軟な対応をすることにより、児童生徒が自ら自立できるよう努める。
- (2) 児童生徒への実効ある支援・指導のため、適応指導教室内で研究協議を重ねるとともに、原籍校、教育事務所等関係機関と連携を図る。
- (3) 児童生徒の学習機会を確保するとともに、児童生徒の学習した内容が評価されるよう、原籍校長、教頭、関係教職員との連携を図る。
- (4) 保護者との面接指導を行うことにより、保護者の心理的安定を図るように努める。
- (5) 児童生徒の支援・指導にあたっては、常時記録して今後の支援・指導の参考とする。そ

のため次の記録簿を作成する。

出席簿

コスモス活動日誌

原籍校への出席状況報告

## 5 入級について

### (1) 入級対象者

- ① 飯塚市内小中学校に在籍する不登校の児童生徒で、教育委員会において適応指導教室（教育支援センター）における支援・指導が効果的と判断され、かつ、通級が可能な児童・生徒とする。
- ② 本人と保護者が適応指導教室（教育支援センター）に入級することを希望する児童・生徒とする。
- ③ 原籍校校長が適応指導教室（教育支援センター）に入級することを認める児童・生徒とする。

### (2) 入級までの手続きや流れ

- ① 相談申し込み… 原籍校校長の了承の上、電話で申し込みを受け付ける。
- ② 教育相談… 保護者同席の上、面接して教育相談を行う。
- ③ 見学… 原籍校校長の了承の上、施設や活動を見学する。
- ④ 仮通級… 原籍校校長名仮通級申込書（様式1）にて申し込みを行う。  
（適応指導教室（教育支援センター）の様子を見る期間となります。）

### (3) 入級の手続き

- ① 申込者は原籍校校長に入級願（様式2）を提出する。
- ② 入級願を受理した原籍校校長は入級申込書（様式3）を適応指導教室所長に提出する。
- ③ 入級申込書を受理した適応指導教室所長は入級承諾書（様式4）を原籍校校長宛発送をする。

### (4) 退級について

通級している児童生徒について学校への復帰が望ましいと判断された時、適応指導教室所長は原籍校校長宛に退級通知書（様式5）送付する。

## 6 支援・指導の基本的方針

### (1) 児童・生徒への支援・指導方針

#### ① 体験活動について

スポーツ活動、栽培活動、生活体験活動等の体験活動を通して、児童生徒に達成感や充実感、自己存在感等を味わわせることで、自分への自信や心の安定を得させ、協調性や忍耐力を育てるようにする。

各体験活動の種類と特性

| 種 類    | 特 性                                              |
|--------|--------------------------------------------------|
| ゲーム活動  | 遊びを通して楽しみながら人間関係を豊かにさせる。                         |
| スポーツ活動 | 体を動かすことで気分転換を図り、仲間意識や連帯感を培い、達成感や充実感を味わわせることができる。 |
| 自然散策活動 | 自然に触れることで、心理的安定を促すことができる。                        |

|      |                                           |
|------|-------------------------------------------|
| 栽培活動 | 植物の持つ生命力への驚きや、収穫の喜びや感動を味わわせることができる。       |
| 工作活動 | 自分の創意工夫を活かして、自分だけのものを作り上げる喜びを味わわせることができる。 |

② 学習活動について

学習の遅れに対する不安や劣等感を排除すると共に、自らの進路について考え、それを実現しようとする意欲を持たせるようにする。また、学習内容が、学校の評価に活かされるように工夫する。

(2) 保護者への支援方針

- ① 個別面接では、保護者へ受容的・共感的な態度で臨む。
- ② 保護者の苦しみや悩みの相談では、まず、保護者を十分支え、将来への展望と自信の回復を図るようにする。
- ③ 必要に応じ、家庭訪問を行い、児童生徒の生活状況や家庭の心理状態を把握し支援にあたる。

(3) 学校との連携方針

- ① 児童生徒の在籍校を訪問し、学校長をはじめ、関係職員との情報交換を十分に行い、今後の支援について協議・連携していく。
- ② 教科の学習では、児童生徒が在籍する学校との連携を十分に行い、適応指導教室と在籍校との協力のもとに支援を行うとともに、適応指導教室での学習活動が、児童生徒の評価に反映されるように努める。
- ③ 適応指導教室（教育支援センター）での活動状況、出席情報等を報告する。

## 7 適応指導教室の基本的な1日の流れ

| 時 間                   | 内 容                  | 備 考                                                                    |
|-----------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 9 : 2 5 ~ 9 : 3 0     | 児童・生徒来室              |                                                                        |
| 9 : 3 5 ~ 1 0 : 2 0   | 教科の学習 ①              | 原則として、学習は授業形式ではなく、学習用具(教科書・ワーク等)を持参し自分で学習します。<br>指導員は質問に答える形で学習を支援します。 |
| 1 0 : 2 5 ~ 1 1 : 1 0 | 教科の学習 ②              |                                                                        |
| 1 1 : 1 5 ~ 1 2 : 0 0 | 教科の学習 ③              |                                                                        |
| 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 | 昼食、昼休み               | 弁当持参です。                                                                |
| 1 3 : 0 0 ~ 1 3 : 4 5 | 卓球等のスポーツ活動や読書・補充学習など | 生徒の実態により活動内容を決めます。                                                     |
| 1 3 : 5 0 ~ 1 4 : 0 0 | 後片付け・掃除              |                                                                        |
| 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0 | 放課後タイム               | バスや迎えのための時間                                                            |

- ・それぞれの児童生徒の状況に応じて、入室時間・退室時間・活動内容などを変更することがあります。
- ・体験活動は、新型コロナウイルス感染状況によって実施しない場合もあります。

## 8 その他（通学方法）

通学は、徒歩、バス、または保護者による送迎をお願いします。

○自転車通学については、通級の範囲が広く、通学路の設定できません。本教室までの道・道路等の交通量などを鑑みて、危険であるため許可いたしません。

## 【別紙2：飯塚市スクールソーシャルワーカー配置要項】

### 令和6年度 飯塚市スクールカウンセラー等配置事業 スクールソーシャルワーカー配置要項

#### 1 目的

社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて、学校と連携し課題解決への対応を図る。

#### 2 業務内容

- 相談業務（児童生徒・保護者・教員との面談、電話相談）
- 児童生徒の様相観察
- 児童生徒宅への家庭訪問
- 適応指導教室との連携（巡回訪問等）
- 他機関への連絡・打ち合わせ等
- 各種会議（校内のいじめ不登校対策会議、放課後児童クラブ連絡会等）への参加
- 報告書等の作成

#### 3 配置人数

5名

#### 4 配置体制

##### （1）形態

- 拠点校巡回型とする
  - ・市内小中学校を5ブロックに分け、各ブロック1校の拠点校を設置する。
  - ・5名のスクールソーシャルワーカーを各拠点校に1名ずつ配置し常駐する。
  - ・拠点校以外の学校には、スクールソーシャルワーカーが定期的に巡回し、すべての学校に支援できる体制とする。

##### （2）拠点校及びブロック割

- Aブロック 拠点校：飯塚鎮西小学校
  - ・飯塚鎮西小学校・内野小学校・上穂波小学校・大分小学校
  - ・飯塚鎮西中学校・筑穂中学校

○Bブロック 拠点校：穂波東小学校

- ・穂波東小学校・若菜小学校・棕本小学校・高田小学校
- ・穂波東中学校・穂波西中学校

○Cブロック 拠点校：颯田小学校

- ・颯田小学校・飯塚東小学校・庄内小学校
- ・颯田中学校・飯塚第二中学校・庄内中学校

○Dブロック 拠点校：立岩小学校

- ・鯉田小学校・立岩小学校・菰田小学校・飯塚小学校・片島小学校
- ・飯塚第一中学校

○Eブロック 拠点校：幸袋小学校

- ・幸袋小学校・伊岐須小学校・八木山小学校
- ・幸袋中学校・二瀬中学校

## 5 従事時数等

○スクールソーシャルワーカーは、週に1回8時間、拠点校に勤務し業務にあたる。

（午前8：30～12：30，午後13：30～17：30）

○1回8時間の勤務ができない場合は、4時間単位で2日に分けて実施可能とする。

○ブロック担当スクールソーシャルワーカーが勤務できない週があった場合、他ブロック担当のスクールソーシャルワーカーが対応することも可能とする。

## 6 面談、ケース会議等の参加依頼の方法について

### （1）事前予約

○スクールソーシャルワーカーへの面談や会議の参加依頼などは、事前に申請書を提出し予約を行う。

○事前予約はなるべく1週間前までに確定するようにし、ブロック間の学校で重複しないようにする。

○予約窓口は教育委員会教育研究所とする。

### （2）緊急対応

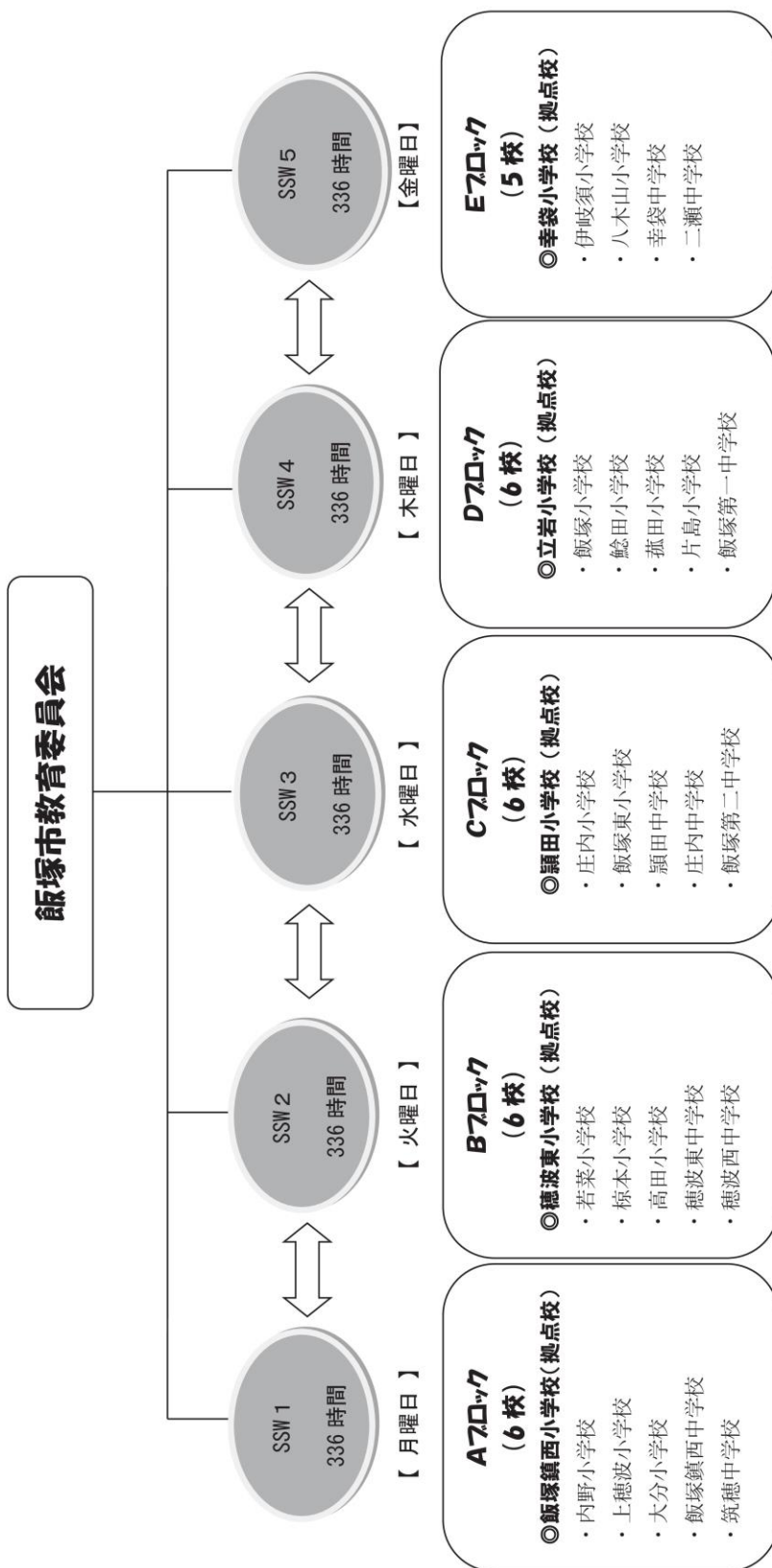
○当日、緊急の業務依頼（面談・関係機関との連絡が必要等）が発生した場合は、拠点校の窓口へ、依頼する学校から連絡をとり、可能な限り調整を行い実施できるようにする。

○調整がついた場合は、調整終了後に依頼校から教育委員会教育研究所へ連絡し、申請書は後日

提出する。

- 実施予定日に、依頼校担当のスクールソーシャルが勤務していない場合、他ブロック担当のスクールソーシャルワーカーが対応することも可能とする。

# 令和6年度スクールソーシャルワーカー（SSW）配置図



いいづかし  
飯塚市スクールカウンセラー等配置事業  
どう はいちじぎょう

なや  
ひとりで悩まないで

だれ はな  
誰かに話すだけで  
あなたのかんがえやきもちが  
おちつき  
こころ らく  
心が楽になることも

スクールカウンセラー  
スクールソーシャルワーカーが  
あなたのはなしを  
みみ  
あなたの話に耳をかたむけます  
ひみつ まち  
秘密は守りますので  
あんしん  
安心してください

たいしょう  
◇ 対象は

いいづかしりつしょうちゅうがっこうざいせき じどうせいと およ ぼごしゃ  
飯塚市立小・中学校在籍の児童生徒及びその保護者

はなし き  
◇ 話を聞いてもらうには

がっこう せんせい とお もうしこ うえ よやく  
学校の先生を通して申込みの上、ご予約ください

がっこう せんせい とう せんせい せんせい  
※まずは学級担任の先生や教育相談担当の先生、教頭先生にご相談ください  
がっこう せんせい せんせい せんせい  
学校へ相談しにくい場合は、飯塚市教育委員会教育研究所へご相談ください

いいづかしきょういくいいんかい きょういくけんきゅうしよ  
飯塚市教育委員会 教育研究所  
0948-22-5500 (内線1636)  
ないせん

## 飯塚市スクールカウンセラー等配置事業Q & A

### Q. 飯塚市スクールカウンセラー等配置事業って？

飯塚市では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒、保護者等の不安やストレスなどの緩和ができるよう、相談業務を行っています。

### Q. どのような相談ができるの？

人間関係の悩み、学習のこと、いじめや不登校、心や身体のことなど、悩んでいることがあれば何でも相談できます。保護者の方も、お子さまに関することで困っていることがあればどのようなことでも相談できます。

### Q. 人に知られたくないこともあるのだけど？

話された内容については秘密を守ります。内容によって学校の先生や連携が必要となる機関と話し合い、協力して対応することもあります。その場合には相談される方の了解をとりますので安心してください。

### Q. 相談はどこでするの？

学校の相談室や飯塚市役所の相談室などを利用し行います。相談者と調整し決定します。

### Q. 相談したいけど、どうしたらいいの？

相談窓口は学校となります。学級担任の先生や教育相談担当の先生、教頭先生に電話または直接ご相談ください。日時や場所について調整し、決定しだいお知らせすることになります。

※学校へ相談しにくい場合は、飯塚市教育委員会教育研究所へご相談ください。  
飯塚市教育委員会 教育研究所  
0948-22-5500（内線1636）

### Q. スクールカウンセラーって？

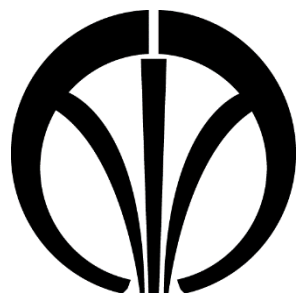
臨床心理士等の資格を持ち、専門的な知識をもとに、心理的な側面から、悩みをもつ児童生徒の心のケア、子どものことで悩む保護者のサポートなどを行います。

### Q. スクールソーシャルワーカーって？

社会福祉士等の資格を持ち、専門的な知識をもとに、福祉的な側面から、問題を抱える児童生徒を取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行ったりします。

# 「飯塚アクション3」のポイント！





---

飯塚市不登校児童生徒支援グランドデザイン

令和6年10月

飯塚市教育委員会 学校教育課